

報告第6号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

番号	専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
1	平成31年1月16日	245,420円	足立区西新井本町在住者	平成28年4月から平成29年5月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
2	平成31年1月16日	240,000円	足立区梅田在住者	平成27年11月から平成29年2月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。
3	平成31年1月29日	113,950円	埼玉県八潮市在住者	平成28年9月から平成29年1月までの間の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害

				を与えた。
4	平成31年1月30日	63,200円	足立区東伊興 在住者	平成29年3月の生活保護の額を過少に算定した結果、不足分相当額の損害を与えた。